ご遺体搬送 必要書類とスケジュール

主に役所での書類手続きの為、書類の申請時間により所要日数が異なります。 下記は最短で手続きができた場合のスケジュールです。 <u>通常は予備日を一日取り4日間で</u> スケジュールを作成します。 <u>また土日祝日が絡んだ場合はその分日数が増えます</u>。

一目目 ①DEATH CERTIFICATE(死亡証明書)の手配を行う。

- *病院にて DEATH CERTIFICATE 作成(ご遺族が DEATH CERTIFICATE 〜署名必要)
- *DEATH CERTIFICATE をフィリピン葬儀社の担当者へ渡し、 フィリピン葬儀社 のスタッフが市役所へ DEATH CERTIFICATE を 提出し正式な死亡証明書を取得。
- *ご遺体を葬儀社へ搬送しご遺体のエンバルミング(防腐処理・修復)を行う。
- *ご遺体搬送業者へ連絡し、ご遺体搬送時に使用する棺を囲う木枠の24時間の 燻蒸作業を始める。
- *ご遺体搬送業者へairway bill 番号の確認をする。
- *日本の葬儀社(または空港でのご遺体の引き取り業者)へ搬送の依頼をする。 #ご遺族が葬儀社を決めた場合はその葬儀社の担当者へ連絡し空港内の通関業者 (JAL CARGO または ANA CARGO 通関手続き費用約3万円)への連絡と搬送手続き の説明をする。

二月目

- ②市役所より取得した DEATH CERTIFICATE を基に TRANSFER PERMIT (フィリピンから日本へのご遺体搬送許可を取得)
- ③検疫所にて ご遺体搬送に関する QUARANTINE CERTIFICATE(検疫証明書)取得
- ④ご遺体搬送業者がご遺体搬送時に使用する棺を囲う木枠の燻蒸証明書を取得

<在フィリピン日本大使館にて>

- ⑤PASSPORT の破棄手続き
- ⑥ご遺体証明申請 (必要書類 上記①~③)

夕刻 在フィリピン日本大使館員立会いのもと ご遺体の梱包作業

三日目

()時()分 葬儀社より出棺

国際線空港到着後、空港にて搬送手続き

⑦ご遺体搬送業者より AIRWAY BILL (オリジナル) を取得

(出発の3時間前までに空港へ到着する)

()時()分 フィリピン航空便にて 出発

() 時()分 日本 () 空港着

※上記のスケジュールに沿ってご遺体搬送手続きを進めさせて頂きます。

※上記のスケジュールは最短で行えた場合であり、状況により3日以上かかる場合もございます。

費用概算 フィリピン 葬儀社

約 US\$ 3500

フィリピン航空(フィリピンから日本空港)搬送費用

約 US\$ 2,000-US\$ 300-

ジャパニーズヘルプデスク (手配費用)

1,000 ペソ

大使館 ご遺体証明発行

約 610000 円

合計